

国立大学法人旭川医科大学国民年金保険料学生納付特例の申請に関する事務取扱要項の一部を改正する要項を次のとおり定める。

(令和7年9月18日学長裁定)

国立大学法人旭川医科大学国民年金保険料学生納付特例の申請に関する事務取扱要項

国立大学法人旭川医科大学国民年金保険料学生納付特例の申請に関する事務取扱要項（平成27年3月20日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を，同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す。

改正後			現行		
(略)			(略)		
(管理体制)			(管理体制)		
第3 本学は，この要項の定めるところにより事務を適正かつ確実に行うため，総括事務管理責任者を置く。			第3 本学は，この要項の定めるところにより事務を適正かつ確実に行うため，総括事務管理責任者を置く。		
2 総括事務管理責任者は，事務局次長（総務・教務担当）をもって充てる。			2 総括事務管理責任者は，事務局次長（総務・教務担当）をもって充てる。		
3 本学における事務は，別表に定める事務所において行う。			3 本学における事務は，別表に定める事務所において行う。		
4 前項の事務所には，事務管理責任者を置く。			4 前項の事務所には，事務管理責任者を置く。		
5 事務管理責任者は， <u>学務課長</u> をもって充てる。			5 事務管理責任者は， <u>学生支援課長</u> をもって充てる。		
6 事務管理責任者は，その所管する事務所の事務に関し，この要項及び総括事務管理責任者の指示に従い，適正に処理しなければならない。			6 事務管理責任者は，その所管する事務所の事務に関し，この要項及び総括事務管理責任者の指示に従い，適正に処理しなければならない。		
(略)			(略)		
<u>附 則</u>					
<u>この要項は，令和7年9月18日から施行し，令和7年8月1日から適用する。</u>					
別表（第3，第5関係）			別表（第3，第5関係）		
事務所の名称	事務所の所在地	担当係（連絡先）	事務所の名称	事務所の所在地	担当係（連絡先）

国立大学法人 旭川医科大学	〒078—8510 北海道旭川市緑が丘東2条1 丁目1番1号	<u>学務課総務係</u> 0166—68—2284	国立大学法人 旭川医科大学	〒078—8510 北海道旭川市緑が丘東2条1 丁目1番1号	<u>学生支援課学生総務係</u> 0166—68—2284
【改正理由】 令和7年8月1日付け事務局組織の改組に伴い，所要の改正を行うものである。					